

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
研究健全性問題検討分科会（第6回）
議事次第

日 時：平成26年12月19日（金） 10：00～12：00
会 場：日本学術会議 5—C会議室（1）
議 題：1）前回議事要旨（案）の確認
2）文科省からの審議依頼に対する回答案について
3）その他

資 料：

議事次第

資料1 前回議事要旨（案）

資料2 「研究活動における不正行為への対応等に関する審議について（依頼）」（文部科学省科学技術・学術政策局長）

資料3 文科省からの審議依頼に対する回答案

参考資料1 分科会委員名簿

参考資料2 学術フォーラム企画書案

参考資料3 科学研究の健全性向上のための共同声明

日本学術会議 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
研究健全性問題検討分科会（第 5 回）議事要旨（案）

日 時：平成 26 年 11 月 14 日（金）10：00－12：00

場 所：日本学術会議 5－A 会議室（1）

議 題：1）前回議事要旨（案）の確認
2）文科省からの審議依頼に対する回答案について
3）その他

出席者：

小林良彰委員長、家泰弘副委員長、三木浩一幹事、井野瀬久美恵委員（スカイプ）、岡田清孝委員、福田裕穂委員、依田照彦委員、岸本喜久雄委員、川畑秀明委員（9 名）

欠席者：

戸山芳昭幹事、市川家國委員（2 名）

オブザーバー：沼田勉文部科学省人材政策推進室室長補佐

配布資料：

議事次第

資料 1 前回議事要旨（案）

資料 2 「研究活動における不正行為への対応等に関する審議について（依頼）」（文部科学省科学技術・学術政策局長）

資料 3 文科省からの審議依頼に対する回答案

参考資料 1 分科会委員名簿

議事概要：

- （1）前回議事要旨の確認（案）が原案（資料 1）通り了承された。
- （2）小林委員長から、資料 2 に基づいて本分科会の審議事項（文部科学省から日本学術会議への審議依頼等）について紹介が行われた。
- （3）前回までの議論を踏まえ、資料 3 「文科省からの審議依頼に対する回答案」に基づいて各審議項目ごとに担当委員の原案を検討した。具体的には、審議事項 1 及び 3 についてはおおむね整理が行われた。審議事項 2 については、「恣意的な解釈」に関して追記を行うこととした。審議事項 4 については、JSPS 等の情報を踏まえ必要に応じた修正を行うこととした。審議事項 5 については、文部科学省のガイドラインを反映した規程に整えることとした。また、今回の議論を踏まえて、次回までに各担当委員が担当部分を改訂することとした。

議題 1）前回議事要旨の確認（案）

前回議事要旨の確認（案）が原案（資料 1）通り了承された。

議題 2）文科省からの審議依頼に対する回答案について

文部科学省からの審議依頼内容の趣旨説明と審議内容

小林委員長から、資料2に基づいて本分科会の審議事項（文部科学省から日本学術会議への審議依頼等）について趣旨説明が行われた。続いて、資料3「文科省からの審議依頼に対する回答案」に基づいて各審議項目ごとに担当委員の原案を検討した。また、今回の議論を踏まえて、次回までに各担当委員が担当部分を改訂することとした。主な議論は次の通り。

1. 実験データ等の保存の期間及び方法」にかかる議論（担当：家副委員長、福田委員、岡田委員、岸本委員）

- p. 3 の(2)で「発表後 10 年間」「10 年間の保存が望ましい」という記載がある。現行の案だと「10 年以上保存しても OK」か、それとも「10 年たったら廃棄しないとならない（廃棄義務が発生する）」ということの意味するのかあいまいな表記となっている。
→それぞれ「少なくとも」を追加することにより明確になる。
- p. 1 の「研究者が自らの潔白を証明するためにも、」の後に、「あるいは共同研究者や所属機関のために証拠を確保するという観点から」といった記載を追加して、研究者のみならず関係者を守るための行為である点を示してはどうか。
- 保管に関して、退官を含めた、移動した場合の対応についても、フォローアップ等を義務とする旨の記載が必要なのではないか。
→移籍や退官とそれに関する組織の責任については項目を立てて入れざるを得ないように思う。
- やめる際には、「1. 保管」もしくは「2. 追跡可能とする（帰属を明確にする）」ということが望ましいといった程度の記載か。
- 必要に応じて、必ずデータを提出してもらえるように、組織と研究者の間であらかじめ契約するのは難しいかもしれない。
→研究費を受領する段階で契約とするスキームはあり得る。
→契約に係るフォーマットが必要である。
- 試料以外に装置も重要なデータ等の一種かもしれない。重要な装置は、簡単に他人に見せないといった性格のものもある。退職の際には、それらを譲渡先を大学に示したうえで譲り渡している。このように追跡できるようにしておかないとならない。
→備品・設備と資料の線引きをどうするかといった問題もある。償却の年限等の問題である。
- 国としてデータベース等をきちんと完備すべきということも本質的にはある。これを記載するか。

2. 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務（担当：小林委員長、井野瀬委員）

- 井野瀬先生が作成した部分については、総論的であり重要であるので、掲載の位置を調整するかもしれない。前半もしくは、結論のところとするかもしれない。
- 利益相反が生じたときに、どのように対応すべきか、注意義務について記載した方がよいように思う。

- その件については、「5」の規程モデルの部分で対応し、ここでは、「そちらを参照のこと」と記すことにしたい。
- データの恣意的な解釈について項目を入れてはどうか。なお、「何が恣意的か」ということを書くという意味ではない。
- 深く踏み込むと、分野の違いが大きい点である。共通項をどこまでかけるか。
- 何らかの形で記載したい。
- 「研究責任」という言葉が用いられている。これは、研究のインテグリティを示すという文脈だと思う。もう少し言葉の工夫が必要かもしれない。

3. 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）」にかかる議論（担当：小林委員長）

【オーサーシップ】

- 「、」に関してこれを「または」あるいは「及び」の読み違いを防ぐために、文言をしたほうが良い。「例えば、①研究の企画・構想もしくは、調査・実験の遂行に本質的な貢献または、実験・観測データの取得や解析または、理論的解釈やモデル構築など、（後略）」とした方がよいのでは
- 「本人の了解なしに著者に加えることも不当である」という点を追加したほうが良い。
- 謝辞の英語(Acknowledgement)については、初出で記載した方がよい。ここで書かれているように、謝辞の価値が高まるようにしていくことが重要である。また、「③ 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること」は重要である。
- p. 7 の最後のパラグラフが最初のパラグラフの下にあることがわかるように、p. 7 の最後のパラグラフ冒頭は、カッコ書きで、「上記の要件を全て満たす」ことがなくても記載する。
- ここは、「日本では、これまで「上記の要件を全て満たす」ことが無くても、研究設備や施設の提供、資金提供、周知の理論の教示や示唆・助言をただけの者を著者に加えることが（後略）」とする。

4. 研究倫理教育に関する参照基準にかかる議論（担当：川畑委員）

- この倫理教育の想定対象者は、学生のみかそれともそれ以外の研究者も含むか。
- 対象には、研究者も入る。現在倫理教育に関しては、CITI や JSPS などに取り組んでいるが、ここでは、そうした中で、「何をチェックしなくてはならないのか」について大所高所から記載する必要がある。
- 「告発」についてどう考えるか。本人がきちんとすることはもちろんであるが、場合によっては、他人の行為を見過ごすということを問題ととらえ、告発を積極的に促すということも考えられるが。
- p. 14 に表の中に「研究不正の防止と告発」という項目がある。文章として盛り込むとするならば、p. 10 の「(2) 基本的な知識と理解」の知識の内容に記載する可能性はある。記載するかどうかも含めて、CITI や JSPS を参考にしたい。

- この回答では、文部科学省から研究費等を得ている人を想定しているのだろうが、企業にいる研究者であれば、例えば秘密保持等、別の倫理の側面も重要となってくる。もっと一般的なものもあり得ることを付記したらよいと思う。
- ここでは、「科学者」ではなく「研究者」とした方がよいと思う。
- タイトルにある「研究倫理教育に関する参照基準」という言葉が少し引かかる。
- これは、文部科学省からの依頼をそのまま使っているためこうなっている。より正確には、「研究倫理教育に関するカリキュラム作りの参照基準」だろう。

5. 各大学の研究不正対応に関する規程のモデルにかかる議論（担当：依田委員）

- 記載すべき項目の検討をしていただいた。これを今後、具体的な「規程」に落とす作業が必要となる。今実際に存在している各大学の規程は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月公表）を踏まえたものではない。このガイドラインを踏まえた規程モデルとする必要がある。
- 三木先生が文章化し、ひな形（規程モデル）を作成する。
- 一旦規程として文言化されれば、微調整はあっても、多くの大学はその表現や文言をそのまま使う可能性が高いと思う。

まとめ

- 審議事項1及び3についてはおおむね整理が行われた。
- 審議事項2については、「恣意的な解釈」に関して追記を行うこととした。
- 審議事項4については、JSPS等の情報を踏まえ必要に応じた修正を行うこととした。
- 審議事項5については、文部科学省のガイドラインを反映した規程に整えることとした。

議題3）その他

次回の委員会と学術フォーラムの開催等について

次回の委員会は、2014年12月19日（金）10時に開催であり、各執筆担当者は、担当部分の原稿を2014年12月17日（水）17時まで事務局までに送付することとした。

また、パブリックコメントを兼ねた学術フォーラムを、2015年2月9日（月）に開催することとした。井野瀬委員がコーディネーターとなった。この学術フォーラムを踏まえて、2015年3月の幹事会承認を目指すこととした。

- 閉会 -

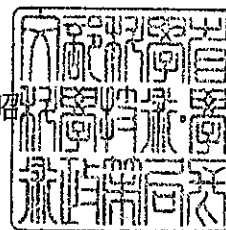
（以上）

26文科科第161号
平成26年7月24日

日本学術会議
会長 大西 隆 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長

川 上 伸 昭



研究活動における不正行為への対応等に関する審議について（依頼）

文部科学省では、平成26年7月3日に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（案）をとりまとめ、現在、パブリックコメントを実施しております。この結果を受け、平成26年8月末頃に新ガイドラインを決定し、平成27年4月より適用する予定であります。

つきましては、新ガイドラインの適用に当たり、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、下記の事項について、御検討いただきますようお願いいたします。

なお、来年4月より新ガイドラインの適用予定でありますところ、本件依頼は、平成27年3月中までに御回答くださるようお願いいたします。



記

- 1 実験データ等の保存の期間及び方法（研究分野の特性に応じた検討）
- 2 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務
- 3 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）
- 4 研究倫理教育に関する参照基準
- 5 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル
- 6 その他研究健全化に関する事項

文科省からの審議依頼に対する回答案

研究活動の健全性の向上に関する検討事項

【諮問事項1】 実験データ等の保存の期間及び方法について

文責 家 泰弘

1. 研究に関わる資料等保存の意義と必要性

研究者には本来、自らの研究活動によって生み出されたデータや試料を、事情さえ許せば永久保管しようという自然な欲求がある。また、公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やその元となるデータ等は公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、研究者および研究機関に課せられた責務であると言える。このように、研究データ等の保存には、「研究者が研究を進める上での内在的な動機」と「公的活動としての研究に伴う責務」、という両面がある。

論文等の形で発表した研究成果に対して、後日、万が一にも研究不正の疑念がもたれるようなことが生じた場合に研究者が自らの潔白を証明できるよう、研究に関わる資料等を適切に保存しておくことは、共同研究者や所属研究機関および研究資金提供機関に対する責任でもある。

現実には、どのようなデータ等をどの程度の期間保存するかは、将来それらを利用する可能性および有用性と、保管・保存のために投入する資源（労力、スペースおよび費用）との兼ね合いで決めるべき事柄であろう。研究者が異動や転職・退職の機会に資料等を整理・処分するということは十分考えられる。その際に廃棄せずに保管すべきデータ等の範囲を定めたガイドラインを作成することが求められている。また、グループで行った研究について、学生の卒業・修了や研究員の転出などに伴うデータ等の扱いについて研究室主宰者(PI)の責任の範囲についてもガイドラインを定めることが必要であろう。

2. 保存対象物の類型と特性

データ等の保存の在り方を考える上で、保存対象物の類型を、資料すなわち「情報やデータ」と、実験試料や実験装置などの実体物すなわち「もの」とに分けてその特性に基づいた検討を行うことが至当であろう。資料（文書、数値データ、画像など）については、電子データ化されているか、紙媒体等の資料かによって、扱いが異なる。試料（実験試料、標本）や装置など「もの」は研究分野や実験手法によって千差万別であって包括的な議論が難しいが、保存に特別な措置を必要とするか否かで大別するとすれば、以下のように分類できる。

	データ等の種類	形式・形態	保存方法	検索／再利用の利便性	保存に要するスペース	保存にかかるコスト
資料 (情報、データ)	デジタルデータ	電子データ	ハードディスク等記録媒体	メタデータが完備していれば容易	小	低
	アナログ資料	紙媒体資料等	ファイリング等	整理・保管方法による	分量による	比較的 低
試料等 (もの)	劣化しないもの	安定物質、標本等	単純収納	整理・保管方法による	分量による	比較的 低
	劣化するもの、 保存に特別な措置を要するもの	不安定物質、反応性物質、生物試料、貴重標本等	特殊環境での収納	保存方法による	特殊設備等を要する	高

大容量のデータ記憶装置が小型で安価になった現在、電子化されたデータに関しては保存すること自体はコスト的に大きな負担ではない。実際、研究者は誰でも重要なデータや文書のファイルについてはバックアップをとっているはずである。ただし、メタデータの作成と管理をしっかりとっておかなければ、単にデータ等のファイルを保管するだけでは、いざ必要となった時に役立たない可能性もある。

紙媒体の資料については、ファイリングや保管書庫のスペース容量の制約がありえる。オリジナルが紙媒体の資料についても、可能なものは電子化するなどして保存コストの低減と検索可能性(retrievability)の向上に努めることが推奨される。

試料等（もの）については、分量あるいは特性によっては保管に要するスペースや適正な保存のためのコストが膨大となるので、単なる「保存のための保存」を包括的に義務付けるようなことはすべきでない。研究の特性に応じた合理的なガイドラインを各研究機関において検討することが望まれる。特に、生物系試料など、保存に特殊設備を必要とするものについては、当該研究機関においてガイドラインを定めるとともに適切な保存のためのインフラ整備を進めることが必要であろう。

3. 義務的保存対象物の範囲

一般に、研究活動に伴って多くのデータが発生するが、最終的に研究成果として発表する論文等に使われるのはそのうちのごく一部である。研究健全化の文脈でデータ等の保存の義務付けが議論されるのは、仮に研究不正の疑義が生じた場合に研究者が自身の活動の正当性を証明するため、あるいは調査に当たる者がオリジナル・データ等を検証するため、という趣旨であろう。その意味

では、論文等として発表に使われなかったもの、あるいは使う予定のないものまで包括的に保存を義務付けるようなことは現実的でないと考えられる。先に述べたごとく、研究者には成果発表には使われなかったものも含めて、自らの研究活動で生み出されたデータ等はすべて保存する自然な欲求があり、多くの研究者は実際にそれを実行している。ここでの論点は、規則で保存を義務付ける範囲をどのように設定するかであり、当然ながら、それを超える保存対象や保存期間を自主的に設定することを妨げるものではない。

なお、社会学分野の調査データや臨床分野の診察データ、ヒトのゲノム情報などデータの扱いに法的な規制があるものや倫理上の配慮を必要とするもの、および、知的財産権が絡むものについては、それぞれ別途の検討が必要となる。

4. 研究室主宰者および研究機関の管理責任

個々の研究者が実践すべき、研究倫理・行動規範遵守、安全確保・事故防止、資料および試料等の保存について、研究室主宰者（P I）および研究機関の長は、研究活動の健全性が担保されるよう、それぞれの立場で適切な教育・指導と環境整備に努めなければならない。資料および試料等の保存の具体的なあり方については、学問分野による研究活動の特性や研究機関の状況によって大きく異なる点が多々あるので、一律の基準を定めることは難しい。本回答で提案するガイドラインを参考として、各研究機関において、学問分野のコミュニティの考え方も参考にしつつ具体的なルールを策定し実行に移すことが望まれる。

	安全管理	研究倫理・行動規範遵守	資料等保存	試料等保存
研究者個人	実践 改善提案	実践 (場合によって whistle-blowing)	研究記録やメタデータの整理により、検索・抽出可能な形で整理・保管 適正なバックアップの作成	可能な限り保存 試料に関するメタデータの記録・整理
研究室主宰者 (PI)	教育・指導	教育・指導	教育・指導 メタデータ管理 研究室の統一フォーマットの作成など	教育・指導 保管法、保管場所の確保
研究機関の長	環境づくり 教育・研修プログラム 安全点検パトロールなど	環境づくり 教育・研修プログラム	データ・バックアップ用サーバーの提供など、インフラ整備	保存に特殊な条件を要する試料の保管のためのインフラ整備

5. 研究資料等の保存に関するガイドライン

保存を義務付ける対象、保存期間、保存方法に関して、以下のようなガイドラインが考えられる。

(1) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料は、後日の検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用/参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性/追跡可能性の担保に留意すべきである。

(2) 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後少なくとも10年とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で古いものから廃棄することも可能とする。

(3) 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」についても可能なかぎり上記に準ずることが推奨される。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）はこの限りではない。

(4) 研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、(a)バックアップをとって保管する、ないしは、(b)所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。研究室主宰者の転出や移動に際して、研究機関の長はこれに準じた措置を講ずる。なお、研究資料の保存に関するこれらの措置を円滑に進めるために、各研究機関においてはガイドラインを定め、研究者の採用時に覚書を交わすなどの制度も考えられる。

(5) 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取り扱いについて資金提供機関による取り決め等がある場合にはそれに従う。

【参考資料】

参考資料として、研究資料や試料の特性と保存・保管における条件に関わるいくつかの分野の事例を記す。

【他の分野についても加筆していただけると有り難い】

○生命科学分野

「生物試料」および「生物試料からの分離・抽出物」¹の保存に際しては、その特性および想定される将来の利用に応じてどのような状態で保存するか条件が課せられる。標本等の場合は乾燥処理による保存、液浸状態での保存などの手法が用いられる。また、組織、細胞や「生物試料からの分離・抽出物」は液体窒素による凍結保存が広く用いられているが、大量の試料の保存するにはそのコストが膨大になる。

なお、バイオハザードなどに関わる必要措置はその規制基準に従う。

○物質・材料科学分野

安定物質の試料保存は単に保管スペースだけの問題であるが、物質の特性によってはそもそも保存が不可能であるものや、保存に条件が課せられるものがある。例えば、表面ナノ物質のように、超高真空状態で調製した試料が清浄に保たれるのが極く短時間であり、その場（*in situ*）が必須というような研究対象もある。一般に非平衡状態の物質相は時間とともに緩和するので、試料の質変化を抑制するには極低温での保存などの手法が必要となる。また、反応性物質（例：空気中の酸素や水分との反応性を有する物質）の保存には、その反応性および保存期間によって、デシケーター保管や不活性雰囲気ないしは真空封止での保存などの処置が必要となる。

なお、放射性物質や劇毒物に該当する試料の保存はそれらの規制基準に従わなければならない。

○オープンサイエンス／オープンデータとの関係

高エネルギー物理学、天文学、地球惑星科学、環境科学、ゲノム科学、保健医療などの分野では実験・観測データをインターネット上にオープンな形で提供して共有財産とし、研究者がそれらに自由にアクセスし解析を行うという動きがある。オープンデータは、ここで議論している研究活動の健全化とは異なる文脈で進められているものではあるが、科学データの組織的保存・活用や、

¹ 「生物試料」とは、生存、培養、凍結保管、標本などの状態にある生物の全体または部分を指し、「生物試料からの分離・抽出物」とは、生物試料から分離・抽出された、体液、DNA、タンパク質、脂質など生物の構成要素の試料を指す。

膨大な電子化情報の扱いに関わる情報学的手法の開発という観点からも注目される動きである。

研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務について——「研究責任」を意識する
井野瀬久美恵（文責）

研究者としての「常識」は、文系・理系で大きく異なる。それ以上に、人文・社会・自然科学内部の各領域において、あるいは多様化、複数化する同じ領域内部においてさえも、この「常識」は大きく違っている場合もある。それが、研究不正行為に対する「常識」の差、問題意識の差ともなっている。

それでも、研究という知の営みに関わる者であるならば、以下のような問いをたえず自らに発しているはずだ。自分は何を問うているのか、なぜそれを問うのか、その問いに（オリジナリティも含み）どのような意味があるのか、その解決のために自分はどのような手法を取る/取り得るのか、その際の論拠や根拠データは何であり、それに依拠できる理由は何か、自分はそれらをどのように使用/利用すれば解決を目指すことができ、またその中身が適切であると示せるのか、その際を守るべきルールとは何か、慎重な考察を重ねた上で得た分析結果をどのように公開するのが適切なのか——。まずはこうした自問自答を常に意識することが、研究不正行為を防ぐ第一歩であろう。それらに答えることは、自らの「研究責任」を果たすことでもあるからだ。

それでも、人間個人の意識には限界がある。どのようなガイドラインを作成しても、また注意喚起をしようとも、研究不正行為が収まらないことは、残念ながら事実である。科学の、科学者への信頼が大きく揺らいでいる今、研究者に求められているのは、不正行為の原因を追求してそれを除去すること以上に、「研究責任」を果たしている具体的な「証拠」であろう。重要なことは、それが、研究者の活動を縛るものではなく、むしろ、何かあった場合に研究者自身を守るという、研究者自身の意識改革なのではないか。

「研究責任」を示す「証拠」については、2つのレベルで考える必要がある。ひとつは個人研究の場合、もうひとつは共同研究の場合、だ。とりわけ後者については、研究に関与する人数が多くなればなるほど、個人としての責任感は希薄化する恐れがあることを、まずは共同研究全体がより意識すべきである。この意識なくしては、どんなすばらしい研究成果も、いや研究のための試行錯誤ですら、成立しない。だからこそ、共同研究全体が何を解明しようとするものであるのか、それがどのようなパートに分かれてどのように実施されていくのかを全体で確認し、各研究者は、そのなかで自分がどの部分を担当し、そこで得られる研究が全体に果たす役割がどのようなものであり、その際に求められるルールとは何か、それが守られなかった場合の負荷はどこにどのようにかかってくるのかなどを、具体的に考える必要がある。個人の研究者としての説明責任とは違う、こうした点へのこだわり——全体構成のなかに自らの研究を置き直し、その役割と責任を明確に把握せねばならないという意識——が、共同研究に関わる者、特に全体やパートを束ねる者には求められる。共同研究の性格によっては、関係者全員が、それぞれのポジショニングや役割、責任を、研究が進展するなかで相互確認していくことも必要になるだろう。

研究者は、「研究者村」でのみ暮らしているわけではない。市民社会のなかで、そこで生きる人びとと共に、人びとと社会の幸せを願いながら、研究を続けている。そうである以上、自らの「研究責任」をしっかりと果たすことこそ、研究に安心して没頭する担保ともなるだろう。それをどこかで意識できる者、それが現代の研究者なのである。

文部科学省からの審議依頼に対する回答（案） 小林

特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲
（二重投稿・オーサーシップの在り方等）について

（オーサーシップの在り方）

研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件は、当該研究の中で重要な貢献を果たしていることである。例えば、①研究の企画・構想、もしくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、または実験・観測データの取得や解析、または理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること、②論文の草稿を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること、③論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること、の全ての要件を満たす者について「著者資格の表示」をすることが考えられる¹。ただし、これらの要件については専門分野によって解釈に幅があることから、各専門分野の研究者コミュニティの合意に基づいて判断されるべきものである。複数の著者が存在する場合、各著者が論文についてどのような役割を果たしているのかを明示する慣習を採っている学術誌もある。

当該研究の遂行に寄与した者であっても「上記の条件を全て満たす」ことがない者については、謝辞(Acknowledgement)に記載することが適当と考えられる。例えば、当該研究のための資金調達や研究グループの一般的監修を行うだけでは、著者資格の構成要件を満たすことにはならない。

著者としての要件を満たさない者を著者として記載することはギフト・オーサーシップになる。一方、当該研究に本質的に貢献し著者としての要件を満たす者が、本人の意に反して著者として記載されないことは著しく不当である。また本人の承諾なしに著者に加えられることも不当である。

著者になることは、当該研究成果において各自が担当した部分について対して功績の認知を得るとともに責任を負うことである。当該研究成果の各々の部分について、どの著者に功績がありまた責任を負うのかは、研究に関わった者全員の間で認識を共通にしておくべきである。

日本では、これまでオーサーシップについて「上記の要件を全て満たす」ことがなくても、研究設備や施設の提供、資金提供、周知の理論の教示や示唆・助言をただけの者を著者に加えることが分野によっては慣行として行われて来た。その理由として、日本では「謝辞」が形式なものと考えられがちであったためである。今後は、欧米のように謝辞での言及に大きな意味を認めて、当該研究成果に責任を持つ著者と謝辞に記載される者を分

¹ この点については、国際医学雑誌編集者委員会、[toukokuitei.net](http://www.toukokuitei.net) 訳「生医学雑誌への投稿のための統一規定：生医学の発表に関する執筆と編集」2010年4月改訂版を参照。
<http://www.toukokuitei.net/i4aURM201004.html>（平成26年10月13日閲覧）

けることが求められる。なお、複数の著者の記載順については、分野によって国際慣習が異なっていることから、各分野の合意に基づいて記載すべきである。

なお、各研究機関および各学会が刊行する学術誌において、上記の主旨に則したオーサーシップに関する規程を定めて公表することが望まれる。

（二重投稿の禁止）

二重投稿とは、印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為であり、禁止されるべきである。このため、文科省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの見直し」（平成 26 年 8 月）においても、二重投稿に対する対応方針を求めている。

なお、学会等の学術集会における発表は研究の途中でも進捗報告として行われることも多い。正式の研究成果発表は、学術誌への論文投稿をもってするという考え方が多くの分野で一般的である。従って二重投稿禁止の観点からしても、学会発表に伴う予稿集論文の発表は、本論文の学術誌への投稿を妨げるものではないとの認識が一般的である。また、博士号請求論文提出の際には、査読付き学術誌への掲載が要件として求められることが多く、学術誌掲載論文から博士号請求論文への転載も認めることが通常である。ただし、収録した転載については、その旨を明記することが求められる。

なお、各研究機関および各学会が刊行する学術誌において、上記の主旨に則した二重投稿に関する規程を定めて公表することが望まれる。

その他、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務

科学も研究者も社会と共に、そして社会のためにある。つまり、科学は公的支援（研究費・運営交付金・私学助成）により行われており、社会、つまり人々が科学のスポンサーになっている。このため、科学に対する社会の信任を得るために、研究者は自身の行動を律する必要がある、常に責任ある研究活動を行うことで研究の健全性（Research Integrity）を確保しなくてはならない。

こうしたことから、前述の特定不正行為やオーサーシップ、多重投稿、研究に用いた資料や及びデータ等の適切な保存以外に、法令や諸規程の遵守は言うに及ばず、利益相反（Conflict of Interest）に対する適切な対応や他の研究者に対する公正な評価など、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務がある。

（利益相反について）

利益相反とは、利害（利益と責務）が対立することであり、①個人としての利益相反（個人が得る利益と大学における研究や教育に対する責任の相反など）、②大学等研究機関とし

での利益相反（研究機関が得る利益と研究機関の社会的使命の相反など）、③責務相反（個人の対外的職務遂行責任と研究機関での職務遂行責任の相反など）がある。こうした利益相反は、異なる利害により研究にバイアスが生じたり、教育活動に悪い影響が出る恐れがある。また、大学等研究機関に対する社会からの信頼が失われることにもなる。産学連携実施に伴い利益相反が生じる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、研究実施主体の明確化と研究成果の管理など適切に対応することが求められる。

（他の研究者の評価について）

科学の発展のためには、ピアレビュー（査読や審査）における公正さを確保することが必要であり、研究者は高い倫理観と見識をもってピアレビューに当たらなければならない。例えば、論文の査読において、査読者が当該分野において論文著者と競争関係にある場合も起こり得るが、そのような場合に投稿論文に対する査読を理不尽に厳しくしたり、査読過程を意図的に遅らせるようなことは厳に戒めなくてはならない。また、競争的資金の審査においては、利益相反の規程を遵守するのは当然であるが、規程に書かれている以外でも、審査に影響を与えるような関係が申請者との間にある場合には、自ら辞退することが研究者倫理として求められる。

研究倫理教育の参照基準

1. 「研究倫理教育の参照基準」の目的

科学が健全な発展によって豊かな人間社会の実現に寄与するためには、研究者がその行動を自ら律するための研究倫理教育を確立する必要がある。また研究者自身が責任ある研究活動を常日頃から行うためには、自律的に規範を遵守するとともに、科学への信頼を確立することが求められ、さらに科学の独立性を保つためにも、あらゆる研究分野に共通した研究倫理教育を実施することが必要である。そのための研究倫理教育の標準的な参照基準の設定が求められる。本参照基準は、各研究教育機関において研究倫理教育を実施する際の教育課程作成のガイドラインとなることを目的としている。

2. 研究倫理教育の対象と身に付けるべき基本的な素養

(1) 研究倫理教育の対象

公的資金の有無にかかわらず、研究教育機関に所属する全ての研究者が研究倫理教育の対象となる。その対象には、自ら研究室を主宰し指導的な立場にある者を含む。また、研究者を目指す大学院生および研究に着手する段階の学部生についても、それぞれの段階に応じて、研究倫理に関する理解を深めることを目的とした教育の実施が求められる。また、研究者以外の職員についても、所属機関の研究活動について理解するために研究倫理教育を受けることが望ましい。

(2) 研究倫理教育において獲得すべき基本的な知識と理解

研究倫理については、研究者の常識に訴えたり経験的に学んだりするだけではなく、適切な内容を網羅的に学修する必要がある。研究倫理とは何か、研究倫理教育の必要性、社会のなかで研究者が果たすべき役割など（研究者としての規範意識や利益相反への対処を含む）、研究データの保存の在り方、オーサiershipなどの論文の作成上の注意事項、さらには研究成果の公表の在り方など具体的な事例とともに学ぶ。また、研究者としての行動規範や、各種ガイドラインや規程等についても併せて学修する。これらにより、研究倫理に関する「知識」を得ることが求められる。また、その知識の習得と理解に基づき、何が倫理的な行動であるかを自ら判断し、公正に研究活動が行える「スキル」を身に付けることが求められる。その際、不正行為や不適切な行為について、意図せざるをして、これらの行為を行った場合や研究不正の告発に対する措置についても十分に理解を促すことが必要である。さらに、責任ある研究活動を進め、研究対象を尊重する「態度」や、研究不正に結びつくような可能性の排除や研究上必要なコミュニケーションといった「振る舞い」ができることが求められる。なお、学修内容には、特定の分野においてのみ重要とされる内容を含むが（例えば、社会科学における家計調査や意識調査におけるアンケートやインタビューで得た個人情報の取扱い、生命科学・医学における生命倫理やインフォームド・コンセント、バイオセーフティ、多能性幹細胞研究倫理など、理学・工学における研究の安全性など）、研究分野にかかわらず身に付けなければならない研究倫理として学ぶ必要がある。

3. 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(1) 研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育の実施は、各研究教育機関が責任をもって行う。また、各機関は、研究倫理推進部署や相談窓口の設置や不正事案への対応など、責任ある研究活動実施のための推進体制を強化することが望まれる。

(2) 学修方法

学修方法の分類は、対象者の性質によって異なり、以下のような学修方法が考えられる。

○大学生

- ・入学時のガイダンス等における基本的な研究倫理の啓発
- ・ゼミ研究や卒業研究の導入における研究の実施に必要とされる研究倫理の啓発（論文執筆上の研究倫理やインフォームド・コンセント、安全事項など）
- ・専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育の実施（討論やケーススタディを用いた講義等）

○大学院生

- ・入学時のガイダンス等における研究者として必要とされる研究倫理の啓発（論文著者の責任等を含む総合的な研究倫理教育、研究倫理申請書の書き方、利益相反の考え方や守秘義務など）

○研究教育機関に所属する研究者

- ・採用（雇用・任用）時における研究倫理研修（職務規程や関連規則、法規等を含む）
- ・E-learning 等を積極的に活用した研究倫理研修
- ・ファカルティ・ディベロップメントとしての研究倫理教育研修（学生への研究倫理教育の指導すべき内容の学修を含む）
- ・研究分野の特性を踏まえた研究倫理研修

以上のような授業や研修、E-learningのほか、研究教育機関や学会による講演会やセミナー等の実施、リーフレットやウェブサイト等による研究倫理の啓発活動によって充実を図ることが想定される。E-learningでは、一方向での受講にならないよう、受講後に少人数のグループ・ディスカッションなど双方向型の教育プログラムと組み合わせて実施するなど、教育効果を高める工夫も求められる。また、研究倫理教育プログラムの実施のほか、各研究教育機関では、研究データの保存や公開等についてのガイドライン作りを推進するとともに、それらの点についても研修等で説明したり、盗用検出ソフトウェアの活用についての講習を行ったりするなどが想定される。さらに研究倫理を単体で授業や研修として取り扱うだけでなく、サバイバルスキルと併せて研究倫理を取り上げる研修も想定される。

(3) 学修指導上の留意事項

「研究倫理教育」そのものの専門家は非常に限定的である一方、各機関においては誰しもが身に付けておくべきスキルであることから、これから研究を始めようとする大学院生や学部生に対しても教育が求められる。そのような学生への研究倫理の指導についてもファカルティ・デ

イベロップメントによって指導の質向上を図ることが望まれる。学部学生や大学院生への授業による指導では、チームティーチングや、様々な分野の教員によって構成することが想定される。また、留学生に対する研究倫理教育にあたっては、出身国に応じた倫理意識の相違等に留意した教育の実施が必要な場合もある。さらに、研究指導におけるメンター制度の充実や、学生・研究者同士のコミュニケーションの増進を図るための取り組みについても検討が求められる。

(4) 研究倫理教育の実施時期

学部学生や大学院生においては、それぞれの入学時や専門課程進級時に、それぞれの学修段階に応じた研究倫理の啓発が必要である。研究教育機関に属する研究者・研究者においては、常勤／非常勤の任用の種類にかかわらず、採用時に研修を実施したり、E-learningにて学修したりすることを義務づける必要がある。さらに、科学研究費など競争的資金獲得に際しては、申請時（もしくは交付時）に研究倫理教育の受講の義務化を実施することが望まれる。

(5) 評価方法

評価は、研究倫理教育の質保証のエビデンスとして重要な役割を果たす。既に欧米の研究教育機関では学部生や大学院生に対する単位認定が実施されていたり、研究者に対する研修では終了後にサーティフィケート（修了証）の発行がなされていたりする。評価方法の運用については、対象や学修方法などに応じて考慮すべきである。学部生および大学院生への授業として研究倫理教育を実施する場合、学修内容をもとに試験の実施やレポートの作成によってスキルの定着を図ることができる。研究者を対象とした研修やE-learningについても、単にプログラムを受講するだけでなく、学修内容についての理解の程度を確認することをチェックするとともに、学修した旨の誓約の提出などの工夫が考えられる。また、研究者を対象とした研修においても、一方向的な講義だけでなく、受講者間のディスカッションにより理解を深め、個人でレポートを作成することが求められるなど、知識とスキルの定着を図る工夫が求められる。

4. 市民性の涵養に関わる研究倫理教育の位置付け

研究倫理は、研究者が高い責任能力を持って、自律的に規範を遵守しながら研究活動に従事するために必要な素養である。しかし従来は、学会や研究教育機関における啓発は増えてきているものの、いまだに経験的かつ常識的なものであり、系統的に教育を受ける機会もなかった。これからの研究倫理教育では、研究分野によらないジェネラルで高い研究倫理を研究者が有し、かつ各専門分野における高度な研究倫理を系統的に学ぶことが必要となる。ただし、各研究教育機関で学修する研究倫理教育の効用と限界についても十分に理解しながら、自らの市民性を涵養し、それを自分の研究活動においてのみならず、後進の育成や指導において役立て、さらに市民感覚を研究倫理に広め、研究者は市民からの信頼を裏切らないものとなることが望まれる。

参考文献

独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 『科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心得-』（暫定版）2014年

齋藤芳子 「米国における大学院生向け研究倫理教育コースの設計」名古屋高等教育研究, 8, 117-136.
2008年

研究活動上の不正行為の防止及び対応に関するモデル規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇（機関名）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによつて行われた研究データや調査結果の捏造、改ざん又は盗用
- ② 研究費の不適切な使用
- ③ 論文等の二重投稿、オーサーシップの不適切な記載又はデータの恣意的な解釈。ただし、その程度が著しいもの

(2) 研究者等 〇〇（機関名）に雇用されている者及び〇〇の施設や設備を利用して研究に携わる者

(3) 部局 〇〇（機関名）の事務組織に関する規程〇〇上に定める〇〇、〇〇研究所に置かれる研究機構及び附属病院

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(誓約書の提出)

第4条 〇〇（機関名）において、公的研究費に基づいて実施される研究課題に参加する全ての研究者等は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するとき及び交付申請を行うときは、「本規程又は当該公的研究費の使用規則等を遵守して交付された公的研究費を適正に使用すること」を誓約した書面（以下「誓約書」という。）を、〇〇（機関長、部局長、属箇所長等）に対して提出しなければならない。

(研修等)

第 5 条 ○○（機関名）における全ての研究者等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める研修または科目等を受講しなければならない。

- (1) 大学院生以外の研究者等 ○○（機関名）が実施する研究活動に係る法令等の違反の防止のための研修
- (2) 大学院生である研究者等 上記の研修及び○○（機関名）が設置する研究倫理に関する科目等

(研究倫理委員会の設置)

第 6 条 ○○（機関名）に、研究者等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

- 1 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。
- 2 委員長は、委員のうちから○○によって定める。
- 3 委員長は、倫理委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 6 委員は、次の各号に掲げる者を○○が指名する。
 - (1) ○○（機関名）の評議員 2 名
 - (2) ○○（機関名）の○○ 2 名
 - (3) 科学研究における行動規範について専門知識を有する外部者 2 名
 - (4) 法律の知識を有する外部者 1 名
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(倫理委員会の職務)

第 10 条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 学研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他学術研究倫理に関する事項

第3章 告発の受付

(告発の受付体制)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 窓口の責任者は、匿名による告発について、匿名によったことの理由が述べられている場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、〇〇（機関名）の長及び委員長に報告するものとする。〇〇（機関名）の長は、当該告発に係る部局の長等に、その内容を通知するものとする。
- 5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合は、第3項の規定を準用する。

(告発の相談)

第12条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると思えたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、〇〇（機関名）の長及び委員長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、〇〇（機関名）の長又は委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると思えたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(告発者の保護)

第13条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護に努めなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第14条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 ○○（機関名）の長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 4 ○○（機関名）の長又は委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 5 ○○（機関名）の長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第15条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 ○○（機関名）に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 ○○（機関名）の長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

(悪意に基づく告発)

第16条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする

告発をいう。

- 2 ○○（機関名）の長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

（解雇等の禁止）

- 第 17 条** ○○（機関名）の長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 2 ○○（機関名）の長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

第 5 章 事案の調査

（予備調査の実施）

- 第 18 条** 第 11 条に基づく告発の受付をした場合又は委員長から予備調査の指示を受けた場合は、予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、当該告発の被告発者が所属する部局の長及びその指名による委員によって構成する。ただし、倫理委員会が部局の長による予備調査が不適當であると判断したときは、倫理委員会が指名した委員によって構成された予備調査委員会を設置するものとする。
 - 2 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 3 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

- 第 19 条** 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第 20 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

- 2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関等及び文部科学省に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 21 条 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 倫理委員会の委員長またはその指名した倫理委員会の委員 1 名
 - (2) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した外部者 3 名
 - (3) 法律の知識を有する外部者 1 名

(本調査の通知)

第 22 条 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 23 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への

協力を求めるものとする。

- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。また、研究費の不正使用の疑いがある場合は、伝票、会計書類、申請書等の関係書類の精査及び関係者のヒアリング等を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があった場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 24 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動又は研究費のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究又は研究費を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第 25 条** 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動又は研究費に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が〇〇（機関名）でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動又は研究費に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、前 2 項の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 26 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 27 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研

究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 28 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 23 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。
- 3 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究費の不適切な使用に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法及び手続にのっとり行われたことを、証拠となる関係書類等を示して説明しなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第 29 条 調査委員会は、本調査の開始後 120 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、120 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して〇〇（機関名）の長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに〇〇（機関名）の長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 30 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 31 条 ○○（機関名）の長は、第 29 条第 5 項の報告に基づき、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が○○（機関名）以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 ○○（機関名）の長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 ○○（機関名）の長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が○○（機関名）以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 32 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、その理由を付して○○（機関名）の長に対して不服申立てをすることができる。
- 4 ○○（機関名）の長は、第 3 項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立ての対象となった調査委員に代えて、他の者を調査委員に指名するものとする。
- 5 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、調査委員の半数以上を交替させるものとする。新たな調査委員は、第 21 条第 2 項に準じて指名する。

- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに〇〇（機関名）の長に報告する。報告を受けた〇〇（機関名）の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 7 調査委員会は、本条 1 項ないし 3 項の不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに〇〇（機関名）の長に報告する。報告を受けた〇〇（機関名）の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 8 〇〇（機関名）の長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

- 第 33 条** 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに〇〇（機関名）の長に報告する。報告を受けた〇〇（機関名）の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに〇〇（機関名）の長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して〇〇（機関名）の長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 〇〇（機関名）の長は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇（機関名）以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

（調査結果の公表）

- 第 34 条** 〇〇（機関名）の長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、〇〇（機関名）が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為又は研究費の不正使用がなかった、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 〇〇（機関名）の長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

（本調査中における一時的措置）

- 第35条** 〇〇（機関名）の長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 〇〇（機関名）の長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

- 第36条** 〇〇（機関名）の長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

- 第37条** 〇〇（機関名）の長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文

等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を〇〇（機関名）の長に行わなければならない。
- 3 〇〇（機関名）の長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

- 第38条** 〇〇（機関名）の長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 〇〇（機関名）の長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

（処分）

- 第39条** 〇〇（機関名）の長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
- 2 〇〇（機関名）の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び文部科学省に対して、その処分の内容等を通知する。

（悪意の告発に対する措置）

- 第40条** 〇〇（機関名）の長は、告発が悪意に基づくものと認定された場合において、当該告発者が〇〇（機関名）に所属する者であるときは、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとるものとする。
- 2 〇〇（機関名）の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び文部科学省に対して、その措置の内容等を通知する。

（是正措置等）

- 第41条** 倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、〇〇（機関名）の長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。
- 2 〇〇（機関名）の長は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等を

とることを命ずる。また、必要に応じて、〇〇（機関名）全体における是正措置等をとるものとする。

- 3 〇〇（機関名）の長は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び文部科学省に対して報告するものとする。

科学研究における健全性の向上に関する委員会
研究健全性問題検討分科会 委員名簿

平成26年10月8日時点

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
委員長	小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授	連携会員
	井野瀬 久美恵	甲南大学文学部教授	第一部会員
	福田 裕穂	東京大学大学院理学研究科教授	第二部会員
	岡田 清孝	自然科学研究機構理事	連携会員
幹事	戸山 芳昭	慶應義塾常任理事・慶應義塾大学医学部教授	第二部会員
副委員長	家 泰弘	東京大学物性研究所教授	連携会員
	依田 照彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授	第三部会員
	岸本 喜久雄	東京工業大学大学院理工学研究科教授	連携会員
幹事	三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	第一部会員
	市川 家圀	信州大学医学部特任教授	特任連携会員
	川畑 秀明	慶應義塾大学文学部准教授	特任連携会員

日本学術会議主催学術フォーラム「科学研究における健全性の向上について－研究健全性に関する文科省の審議依頼に対する回答－」の開催について

1 主催 日本学術会議

2 開催日時 平成 27 年 2 月 5 日(木)14:00～17:30

3 開催場所 日本学術会議講堂

4 開催趣旨

平成 26 年 7 月、文部科学省より「研究活動における不正行為への対応等」に関する審議依頼を受け、日本学術会議では、「研究健全性問題検討分科会」を立ち上げた。同分科会では、上記依頼に対する回答を作成するための活動を行っており、平成 27 年 3 月に文部科学省に対して回答を提出予定であるが、回答を取りまとめる前に様々な分野の方々から幅広く意見を求めるため本フォーラムを企画する。

5 次 第 (予定)

- 14:00 開会挨拶 大西隆 (日本学術会議会長、豊橋技術科学大学学長)
- 14:10 挨拶 国大協関係者
- 14:15 挨拶 公大協代表者
- 14:20 挨拶 私大団体連代表者
- 14:25 文科省の審議依頼について 文部科学省学術政策局長又は人材政策課長
- 14:35 「特定不正行為以外の不正行為の範囲及び研究倫理教育」
小林良彰(連携会員・慶應義塾大学法学部教授)
- 14:50 「実験データ等の保存の期間及び方法」
家 泰弘(連携会員・東京大学物性研究所教授)
- 15:20 「研究不正の事後対応に関する規定のモデル」
三木浩一(日本学術会議第一部会員・慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
- 15:50 休憩
- 16:10 総合討論
- 司会 小林良彰(連携会員・慶應義塾大学法学部教授)
大西隆 (日本学術会議会長、豊橋技術科学大学学長)
文部科学省関係者
大竹暁 (科学技術振興機構理事)
浅島誠 (連携会員・日本学術振興会理事)
家泰弘(連携会員・東京大学物性研究所教授)
岡田清孝(連携会員・自然科学研究機構理事)
三木浩一(日本学術会議第一部会員・慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

17:25	閉会挨拶	<u>井野瀬久美恵(日本学術会議副会長・甲南大学文学部教授)</u>
17:30	閉会	

科学研究の健全性向上のための共同声明

我が国の研究機関は、種々の学術分野で世界の拠点の一角を占め、数多くの重要な成果を挙げてきた。このことは、我が国の研究者がノーベル賞をはじめとする国際的な学術賞の受賞者に数多く含まれていることから明らかである。

その中であって大学は、高等教育を通じて広く人材を育成するとともに、研究活動の拠点として重要な役割を果たし、優れた研究成果を挙げてきた。

学術分野における国際協力と競争が進む中で、我が国の大学が果たす役割は、これからもますます重要さを増すと考えられる。

一方で、研究費の不正使用、データのねつ造や改ざん、盗用に代表される研究活動における不正行為が後を絶たないという問題が存在している。最近も、研究費の不適切な使用、データねつ造等の論文作成における不適切な行為等の研究活動に対する社会的な不信を招く事案が大学等の研究機関で多発しているのは、残念ながら事実である。

これまで、日本学術会議は、平成 18 年 10 月に声明「科学者の行動規範」を公表し、平成 25 年 1 月にその改定を行うなど、研究不正問題に関して、科学者コミュニティの代表機関として取組を進めてきた。また、各大学においても学内に倫理委員会が設置され、研究不正の防止や疑惑が生じた際の対応を行う体制が整備されてきた。

政府においても、総合科学技術・イノベーション会議が、科学技術の研究に関わる各主体に研究不正行為に対する不断の取組を求める意見具申「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」を決定した（平成 26 年 9 月 19 日）。また、研究機関を所管する各府省により取組が進められ、例えば、文部科学省は、先般、従来の研究における不正行為や研究費の不正使用に関わるガイドラインを格段に充実させ、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）」の策定（平成 26 年 8 月 26 日）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正（平成 26 年 2 月 18 日）を行ったところである。

一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、日本私立大学団体連合会及び日本学術会議は、我が国の学術界が、日常的な研究活動における研究の健全性を飛躍的に強化するとともに、研究者の育成において一人ひとりの研究者の規範意識を高めるための対策を講じることによって、我が国及び国際社会における学術研究に対する信頼性を回復して、さらにそれを高めていくこ

とが急務であると考え、以下のとおり決意を表明し、我が国の学术界の責務として、各団体が協力して研究の健全性向上のために活動することを宣言する。

- 1 大学等の研究機関は、世界における研究活動の中心の一つとしての役割をさらに高めていくため、研究活動における不正行為、研究費の不正使用を許さず、世界の範たる健全な研究を遂行する。もし疑惑が生じた場合には、第三者の協力を得つつ、組織の責任として、適切な方法で迅速・的確に対処する。
- 2 研究活動における不正行為、研究費の不正使用の防止には予防的な措置が不可欠であり、大学等の研究機関は、すべての研究者が健全な研究活動を実践できるよう、広く研究の倫理を含めて、適切な学習プログラムの履修を義務付けるとともに、これらが実効性あるよう、継続的に評価・審議していく。
- 3 大学等の研究機関及び日本学術会議は、我が国の科学者コミュニティの主要な一員として、研究活動における不正行為、研究費の不正使用に対する厳正な対処・予防のための学習プログラムの開発と普及に向けて相互に協力し、我が国の科学研究に対する国内外の信頼を高めるために全力で取り組む。

平成 26 年 12 月 11 日

一般社団法人国立大学協会会長	里見進
一般社団法人公立大学協会会長	木苗直秀
日本私立大学団体連合会会長	清家篤
日本学術会議会長	大西隆